

## 太田市議会議長交際費の支出に関する基準

平成25年4月1日 制定

### (目的)

第1条 この基準は、議長またはこれに準じるもの(以下「議長」という。)が、市議会及び市政の円滑な運営を図るため、市議会を代表して行う個人または団体との交際に要する経費(以下「議長交際費」という。)について、より一層の適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (議長交際費の支出)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めたもの並びに交際上必要と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

### (支出区分)

第3条 議長交際費は、次の区分に基づき支出することができるものとする。

- (1) 寸志等 会費、包金等を必要とする懇親会、祝賀会、意見交換会等の参加に係る経費(これらを「会費」という。)及び慶事、総会等各種行事のお祝いに係る経費(これらを「慶祝」という。)
- (2) 香料等 葬儀、法要等における香典、供花等の支出に係る経費(これらを「弔慰」という。)及び病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費(これらを「見舞」という。)
- (3) その他 各種事業大会への賛助、協賛に係る経費(これらを「協賛」という。)、全国大会出場等への激励に係る経費(これらを「激励」という。)及び上記に定めるもののほか、議長が特に必要とする経費

### (支出額)

第4条 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

2 会費等を必要とする懇親会等に係る支出額は、会費相当額とする。

3 弔慰に係る支出対象者は、太田市弔慰取扱内規(平成17年3月28日施行)に準ずるものとし、金額は一律2千円とする。

### (議長交際費の公表)

第5条 議長交際費は、その支出状況を太田市議会議長交際費の公表に関する基準(平成25年1月18日制定)に基づき公表するものとする。

### (基準の見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

### (その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。